農業振興普及部だより

みどりのこだま

~ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動~

第91号

令和元年6月1日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 TEL(0244)26-1150

FAX(0244)26-1169

E-mail: shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

令和元年度 農業振興普及部の活動体制

東日本大震災及び原子力災害から9回目の春を迎えました。

昨年度は水稲の拠点施設整備や野菜、花きの作付面積が拡大するなど、農業者、関係者のご 努力が実を結び、復興が前進していることを実感する一方で、担い手不足や経営の安定化など 様々な課題を有する状況が続いております。

こうした課題に対し、担い手の育成・確保、先進的技術の導入など将来にわたって安定的な農業を継続できるよう地域の農業生産体制の強化が重要であると考えております。

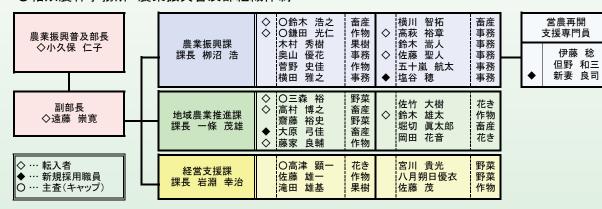
農業振興普及部職員一同、相双地方の基幹産業である農業の復興・再生に向け、農業者や地域の実情に応じた普及活動に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

農業振興普及部長 小久保仁子



今年度は転入者10名、新規採用職員3名が加わり、総勢35名の新体制となりました。相双地方の農業振興を職員一丸となって支援していきます!

〇相双農林事務所 農業振興普及部組織体制



令和元年6月(2) 第 91 号

多少一交技術紹介 2 一十一 (久マート農業特集))

「ふくしまから」はじめよう。、攻めの農業技術革新事業」を活用した。環境制御技術(いちご)の実証試験(平成28~30年度)(相馬市)

施設内環境の管理は経験によるところが大きく、必ずしもいちごの生育に適した環境づくりや管理になっていないのが現状です。

そのため、施設内の環境要素を「見える化」する実証に取り組み、気温や相対湿度、日射量などの測定値(表1)に基づき栽培管理のノウハウを蓄積しました。

実証の結果、草丈が低く根が浅いいちごの花芽分化は、地温の影響が大きいことや、飽差注) (適正値: $3 \sim 6g/m$)が収量に大きく影響することが明らかになりました。

また、光合成を促進するためCO2を施用しても飽差が適正値でなければ効果は少なく、地温と飽差を適正に維持することで収量向上につながりました。



写真 1 環境制御装置

要素名	
気温	
相対湿度	
CO ₂	
絶対湿度	
飽差	
露点	
日射量	

表1	「見える化」	した要素
1		

年度	収量 (kg/10a)		
H27 (導入前)	2,876		
H28 (導入1年目)	3,091		
H29 (導入2年目)	3,835		

表2 収量の推移

 $\dot{\mathbf{Z}}$) 飽差とは、ある温度と湿度の空気に、さらに水蒸気の入る余地があるかを示す指標で、㎡当たりの水蒸気の空き容量を g 数で表す (g \angle ㎡)。適正値であれば葉からの蒸散、根から水分吸収が活発に行われ、収量向上が期待できます。

土地利用型作物 (水稲・大豆・麦) で規模拡大を目指す経営者の皆さんへ! 県の実証事業で効果が確認されたスマート農業技術をご紹介します!



写真1 ほ場管理システム

【ほ場管理システム (南相馬市)】

耕作する農地がパソコン画面でわかりやすく、大面積の作業計画策定に役立ちます。

毎日の作業実績(作業内容・作業時間)の正確な入力とデータの蓄積により、次年度以降の作業の効率化に役立てられます。実証試験より、ほ場管理システム設置農家では作付面積が平成29年度141 筆・67 ha、平成30 年度156 筆・75 haと大面積の作付に対応することができました。



写真2 水管理システム

【水管理システム(南相馬市)】

ほ場で測定した水深や水温等のデータがパソコン で確認でき、水管理作業の省力化に効果的です。水 位の異常時にはアラームで知らせます。

実証試験より、平成30年5月~6月の乾田直播ほ場での水管理の平均回数は、水管理システムを設置していない地区では4.75回、システム設置地区では1.75回と省力化の効果が得られました。

動きだそう、歩きだそう、耕そう 〜新規就農者確保に向けた取組〜

農業振興普及部では、相双地域の持続的な農業の発展を目指して、関係機関、団体と連携して、県内外からの新規就農者の確保や企業参入の取組を積極的に進めています。

今年度は、平成30年度に設置した市町村やJAと県等を構成員とする「相双地方新規就農・企業参入推進検討会議」において、関係者との意見交換を図りながら、「動きだそう、歩きだそう、耕そう、相双」を合い言葉に、相双地方における新たな農業者確保に向け、取り組んでまいります。

【平成30年度の活動実績】

①「相双就農ポータルサイト」の開設

相双地方の「今」や就農情報を全国に発信するため、webサイトを開設しました。webサイトの内容は、相双地方の紹介、就農支援策に関する情報、各市町村や先輩農業者の紹介記事、当地方の就農に関するイベントの情報等です。

また、多くの就農希望者が閲覧する農業情報サイト「マイナビ農業」とも連携して発信しました。

これらサイトを閲覧した方々からは、就農に関する問い合わせをいただいています。

<相双就農ポータルサイト> (https://sousou-nougyo.jp/index.html)



12の中で行からなる 自然型から始終で

(3) 新地田 地田 相以 相以

②「就農関係フェア」への出展

管内の市町村・JA等が、東京・仙台において計5回、就農希望者向けのイベントにブース出展しました。各ブースに訪れた平均10名程度の就農希望者に対し、当会議で作成したパンフレット等を用いて、地域の状況や営農について説明しました。また、「相双バスツアー」についても周知し、参加につなげることができました。

③「相双バスツアー」の開催

相双地方の生産者等を巡るバスツアーを開催し、首都圏から8名が参加しました。

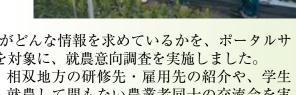
1泊2日の行程で、生産者や直売所等12カ所を 訪問、農作業や先輩就農者からの講話等を体験い ただきました。

現在、浪江町への就農や川内村での研修等を検討している参加者がいます。

④「就農意向調査」の実施

今後の活動に活かしていくため、就農希望者がどんな情報を求めているかを、ポータルサイトを閲覧した方や上記イベント等への参加者を対象に、就農意向調査を実施しました。

また、県内外の農業短大・高校等を訪問し、相双地方の研修先・雇用先の紹介や、学生の就農意向等に関する情報収集を行ったほか、就農して間もない農業者同士の交流会を実施しました。



【新規就農の問い合わせ窓口】

福島県 相双農林事務所農業振興普及部 0244-26-1149 新地町 農林水産課 0244-62-2194 相馬市 産業部農林水産課農業振興係 0244-37-2147 経済部農政課振興係 南相馬市 0244-44-6807 飯舘村 復興対策課農政第1係 0244-42-1621 JAふくしま未来 そうま地区本部 農業振興課 0244-67-2702

令和元年6月(4) 第 91 号

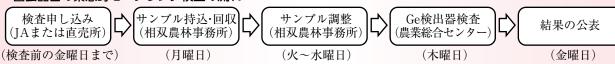
緊急時環境放射線モニタリング検査と出荷制限等品目について

○園芸品目の緊急時環境放射線モニタリング検査について

緊急時環境放射線モニタリング検査は、相双地方で生産される野菜・果実等への放射性物質 影響と安全性の確認、及び消費者への正確な情報提供のため実施します。

出荷制限及び解除は、県が行う「緊急時環境放射線モニタリング」の結果により判断されます。 なお、出荷制限品目以外の野生山菜を出荷する場合であっても、県が実施するモニタリング検 査が必要となりますので、検査にご協力をお願いします。

・園芸品目の緊急時モニタリング検査の流れ



○出荷制限等品目については、出荷・譲渡、販売がないようにお願いします 相馬地方の出荷制限等品目一覧はHP「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」 (https://www.new-fukushima.jp/)に記載されていますので、ご確認をお願いします。

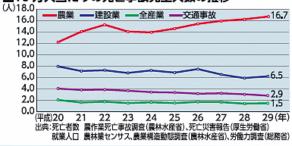
農業機械作業中の死亡事故を防ぎましょう!

農林水産省の調査データによると、近年300人以上の方々が農作業中の事故で亡くなっています。農作業中の死亡事故は、一般交通事故の約6倍、建設業の約3倍にもなります。事故発生を未然に防ぐため、以下の点に注意しましょう。

◆用水路等への転落・傾斜地での横転防止

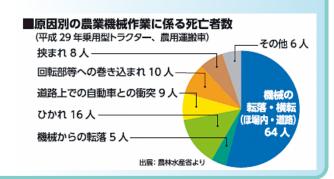
対策:確実な運転操作とブレーキ連結の確認 安全キャブ・フレーム装着とシートベ ルトの着用

■10 万人当たりの死亡事故発生人数の推移



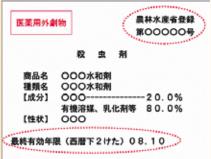
◆夜間等における追突事故防止

対策:低速車マークや反射板の取り付け



農薬の適正使用ほういて

事故防止のため、<u>周囲への飛散防止・最新の登録情報の確認</u>を行い、 安全な農薬使用を心がけましょう!



農薬を使用する際は、商品のラベル表示事項を必ず確認 してから使用しましょう。

有効成分の総使用回数に注意しましょう。農薬の有効成分の総使用回数は、特に注意が必要です。商品名が異なっていても、同成分を含む農薬があります。同成分を何回使用したか、正確に記録しておきましょう。

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量 (L/10a)	使用時期	本剤の 使用回数	〇〇を含む農薬の 総使用回数
000	アブラムシ類	4,000倍	100~300%	収穫7日前	3回以内	3回以内

↑ラベル記載例 ↑使用基準記載例